

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
（日）（金）（土）
（日）（金）（土）
（日）（金）（土）
（日）（金）（土）

目次

- ◇ 告 示 教育職員の免許状の授与
昭和二十九年七月鳥取県告示第三百四十四号の一部改正
小売販売業者丙の業者登録を行なう必要がある区域の指定
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の定款の一部変更
地方職員共済組合の昭和四十二年度事業計画及び予算の要旨

告 示

鳥取県告示第三百五十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校助教諭免許状	昭四二高助第五号	中野美恵子	鳥取県

鳥取県告示第三百五十四号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百四十四号（准看護婦養成所の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県中部医師会 鳥取県倉吉市宮野鳥取県中部医師会長 昭和元年
准看護婦養成所 川町二五五の五 野坂綱定 六月一日

国立米子療養所附 鳥取県米子市 厚生省 六月一日
属准看護学院 皆生一八〇の二

「鳥取県中部准看護 鳥取県倉吉市 鳥取県中部医師会 昭和元年
学院 宮川町三五の五 六月一日」に

改める。

鳥取県告示第三百五十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十一条第一項第二号の規定に基づき、小売販売業者丙の業者登録を行なう必要がある区域を次のとおり指定するので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港市

雑報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部変更について公告する。

昭和42年4月1日

地方職員共済組合理事長 萩 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更することとして、

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第二十二条第二号ホを次のように改める。

ホ 大阪臨海工業用水道企業団

第三十一条各中「百七十円」を「百九十円」と改める。

附 則

この変更は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の変更規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

地方職員共済組合定款第54条の規定に基づき、昭和42年度事業計画及び

予算の要旨を公告する。

昭和42年4月1日

地方職員共済組合理事長 萩 田 保

昭和42年度事業計画及び予算の要旨

第1 事業計画

1 組合に属する地方公共団体の数等

都道府県 46 一部事務組合等 16
計 62

支部の数 47 所属所の数 8,720

2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度末)

組合員の種別	一般	知事	短期	船員一般	船員継続	計
組合員数	320人	45人	3人	1,197人	4人	1,569人
給料(俸給)月額	千円 13,482,611	千円 4,950	千円 350	千円 46,921	千円 173	千円 13,534,985
同上組合員1人の額						円 42,028
被扶養者数	592人	101人	8人	2,776人	11人	595人
同上組合員1人の数						人 1.85

3 組合職員の数(年度末)

経理単位	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	154	30	131	1,199	36	76	275	1,901人

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理における負担金率及び掛金率

(千分率)

組合員種別	負担金率		掛金率		備考		
	短期	長期	短期	長期			
一般	36.3	57	1.7	36.3	42	1.7	長期経理の負担金率及び掛金率は、本年度までのものである。
知事	36.3	72	1.7	36.3	52	1.7	
短期	36.3	—	1.7	36.3	—	1.7	
船員一般	59.3	57	1.7	24.3	42	1.7	
船員継続	36.3	57	1.7	36.3	42	1.7	

5 各経理単位の概況

(1) 短期経理

予定損益計算では、単年度利益金24百万円が見込まれるが、前年度繰越赤字のため、年度末不足金は199百万円の見込である。

(2) 長期経理

予定損益計算は、次年度繰越責任準備金88,646百万円が見込まれる。

年度末資金は88,817百万円で、前年度末より18,555百万円の増加であり、この資金量の増加に伴い、本年度新規分不動産投資資金として4,921百万円、貸付経理資金等として6,438百万円、法令の規定による公営企業債の取得のため6,200百万円その他を見込む。

(3) 業務経理

事務費負担金として、国家公務員である組合員については1人当たり年額140円、地方公務員である組合員及び組合職員については1人当たり年額390円を見込み、また、定款第31条の規定による組合員1人当たり年額190円により算定した額を長期経理より繰り入れるものとした。

(4) 保健経理

保健事業として健康診断、人間ドック等成人病対策事業、薬剤の配布、海の家、山の家の設置、都道府県支部対抗球技大会、レクリエーション行事等を実施する。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、診療所20及び結核病棟6を経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊施設として経営するものは、年度末には74施設となる見込みである。なお、既設施設のうち7施設については移転、新築、改築又は増築と計画している。

(7) 住宅経理

岩手支部が実施する。
6,642㎡の土地を取得造成し、20口として1口当たり平均290㎡、505千円で組合員に分譲する。

(8) 貯金経理

秋田ほか14支部が実施する。年度末貯金総額は7,468百万円、件数137千件となる見込みである。

(9) 貸付経理

全支部が実施する。年度末貸付総額は26,938百万円、件数85千件となる見込みである。

(10) 物資経理

秋田ほか11支部が実施する。物品販売、物資購入斡旋、食堂、理容、洗濯の各施設の経営等を行ない、本年度における売上額及び施設収入の総額は2,501百万円となる見込みである。

第2 字 算

各経理単位別収支見込みの概況は次のとおりである。

(単位 百万円)

区分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
(収入)										
負担金、掛金	11,597	18,692	121	543						268
施設収入、商品販売益				11	309	1,766				
他の経理より繰入金			61		1	127				
利息その他の収入	83	4,640	26	27	7	90	0.2	520	1,424	15
前年度繰越支払準備金	1,791	133								
前年度繰越責任準備金		70,098								
計	13,471	93,563	208	581	317	1,983	0.2	520	1,424	283
(支出)										
給付金	11,525	4,710								
役員給与			104	19	100	565		21	39	138
薬品、医療材料、飲食材料					142	587				44
支払利息					4	250	0.2	479	1,289	18
他の経理へ導入		61		128						
その他の支出	1	13	87	353	66	553		19	96	83
次年度繰越支払準備金	1,921	133								
次年度繰越責任準備金		88,646								
計	13,447	93,563	191	500	312	1,955	0.1	519	1,424	283
差引当期損益	24	0	△17	81	5	28	△0.1	1	0	0
年度末支払準備金	1,921	133								
年度末責任準備金		88,646								
年度末積立金	0	0	12	319	87	702	0	53	0	6
年度末剰余金	△199	0	4	358	79	0	0.1	0	0	0

白田 豊